大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程

（平成２６年７月２日制定）

（通則）

第１条　大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業に対する補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下、「施行令」という。）、「大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付要綱（平成２６年４月１８日付２０１４０４０１財情第３号。以下、「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第２条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき、一般財団法人エネルギー総合工学研究所（以下、「ＩＡＥ」という。）が、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業（以下、「補助事業」という。）を円滑に進めるための補助金の交付を行う事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第３条　ＩＡＥは、別表１の補助対象要件を満たす事業について、ＩＡＥに設置された第三者委員会の意見を聴取し、経済産業省との協議に基づき、採択された補助事業を実施する者（以下、「補助事業者」という。）に対して、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表２に掲げる補助金交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）について予算範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別表３の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

２ 補助対象経費の区分及び補助率は、別表２のとおりとする。

（交付の申請）

第４条　補助事業者は、様式第１による補助金交付申請書に様式第２による補助事業計画書を添えて、ＩＡＥに提出しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業を共同して実施しようとする場合は、補助事業者間でコンソーシアムを組んで一つにまとまり、コンソーシアムの幹事補助事業者を定めなければならない。

３　補助事業者は、第１項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第５条　ＩＡＥは、第４条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行う。この場合において、ＩＡＥは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

２　ＩＡＥは、前項の決定を行った際には、様式第３による交付決定通知書により補助事業者に通知するとともに、通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

３　ＩＡＥは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　ＩＡＥは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すことができるものとする。

（１）　幹事補助事業者は、コンソーシアムの運営・取りまとめを行い、効率的な業務運営に資するべきこと。

（２）　幹事補助事業者は、コンソーシアム内に連絡会を設置し、補助事業者間の連絡を密にするべきこと。

（３）　連絡会は、業務内容、進捗状況の確認を行うとともに、今後の実施内容を検討するべきこと。また、経済産業省、ＩＡＥも連絡会にオブザーバー参加出来る体制とし、必要に応じ、指導、助言等が行えるようにするべきこと。

（４）　補助事業者に委託先、外注先が存在する場合は、補助事業者は、それらの業務進捗状況を管理するべきとともに業務実績（経理等を含む）の取りまとめを行うべきこと。

（５）　補助事業者は、適正化法、施行令、交付要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。

（６）　補助事業者は、ＩＡＥが第１３条の規定による補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、ＩＡＥの指示に従うべきこと。 また、業務内容および進捗に関する内容については、ＩＡＥの設置する第三者委員会にて審議・評価し、修正・追加等を求める場合がある。補助事業者は第三者委員会で状況報告をするとともに、内容によっては以後の業務に反映すること。

（７）　補助事業者は、補助事業終了後、ＩＡＥの指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

（申請の取下げ）

第７条　補助事業者は、第５条第１項の規定に基づく補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に様式第４による交付申請取下げ届出書をＩＡＥに提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第８条　補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する年度の終了後５年間、ＩＡＥ及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第５による計画変更承認申請書をＩＡＥに提出し、その承認を受けなければならない。

　（１） 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０パーセント以内の流用増減を除く。

　（２）　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）　補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（３）　補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（４）　補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　ＩＡＥは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

３　ＩＡＥは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

４　ＩＡＥは、第２項の承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

（契約等）

第１０条　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

（債権譲渡の禁止）

第１１条　補助事業者は、第５条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をＩＡＥの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　ＩＡＥが第１６条第１項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がＩＡＥに対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下、「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、ＩＡＥは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がＩＡＥに対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）　ＩＡＥは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）　債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

（３）　ＩＡＥは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、ＩＡＥが行う弁済の効力は、ＩＡＥが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第６による事故報告書をＩＡＥに提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、ＩＡＥの要求があったときは速やかに様式第７による状況報告書をＩＡＥに提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助事業の遂行状況に関し毎月様式第７により報告しなければならない。複数の補助事業者がいる場合は、幹事補助事業者が、コンソーシアム全体の状況報告書を様式第７により毎月ＩＡＥに提出しなければならない。必要があれば、ＩＡＥは、各補助事業者にヒアリング調査を実施する。

（実績報告）

第１４条　補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属するＩＡＥの当該会計年度の３月１１日のいずれか早い日までに様式第８による実績報告書をＩＡＥに提出しなければならない。

２　補助事業者が第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、ＩＡＥは期限について猶予することができる。

３　補助事業者は、第１項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助事業の承継）

第１５条　ＩＡＥは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第９による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第１６条　ＩＡＥは、第１４条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

２　前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

３　ＩＡＥは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

４　ＩＡＥは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

　（１）　返還すべき補助金の額

（２）　延滞金に関する事項

（３）　納期日

５　ＩＡＥは、補助事業者が、返還すべき補助金を前項第３号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（補助金の支払）

第１７条　ＩＡＥは、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払いをすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第１０による精算（概算）払請求書をＩＡＥに提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１８条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第１１による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書をＩＡＥに提出しなければならない。

２　ＩＡＥは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

３　第１６条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第１９条　ＩＡＥは、第９条第１項第４号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第５条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

（１）　補助事業者が、法令又は本規程に基づくＩＡＥの処分若しくは指示に違反した場合。

（２）　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

（３）　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

（４）　前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

（５）　補助事業者が、別表３の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。

２　前項の規定は、第１６条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　ＩＡＥは、第１項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

４　ＩＡＥは、第１項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

５　ＩＡＥは、前項の返還を請求するときは、第１項第４号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

６　第１項第４号に規定する場合であって、第４項の規定に基づく補助金の返還については、第１６条第４項から第５項までの規定を準用する。

（加算金の計算）

第２０条　ＩＡＥは、補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

２　ＩＡＥは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第２１条　ＩＡＥは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

２　前条第２項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

（財産の管理等）

第２２条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、様式第１２による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第１４条第１項に定める実績報告書に様式第１３による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

４　ＩＡＥは、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をＩＡＥに納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第２３条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

２　前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１４による財産処分承認申請書をＩＡＥに提出し、その承認を受けなければならない。

４　前条第４項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（暴力団排除に関する誓約）

第２４条　補助事業者は、別表３の記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（現地調査等）

第２５条　経済産業省又はＩＡＥが必要と認めるときは、経済産業省職員又はＩＡＥ職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

（その他の必要な事項）

第２６条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、ＩＡＥが別に定める。

附則

この規程は、平成２６年７月２日から施行する

別表１

以下の要件を満たすこと。

|  |
| --- |
| 補助対象要件 |
| 以下の①、②、③の要件を満たす事業①多数のホームエネルギーマネジメントシステム（ＨＥＭＳ）を導入し、これをクラウド管理する大規模ＨＥＭＳ情報基盤を構築すること。②上記で構築した大規模ＨＥＭＳ情報基盤を用いてエネルギーマネジメントを実施する中で、データ処理やセキュリティ等の課題抽出、対処を通じて、システムの標準化を進めること。③消費者の実際の声を反映したプライバシー上の対応策を検討し、消費者が安心できる電力利用データの利活用環境を整備すること。 |

別表２

補助対象経費の区分および補助率について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補　助　事　業 | 補　助　率 | 備　考 |
| 補助対象経費の区分 | 内 容 |
| システム開発・保守運営 | 事業費 | 事業の実施に必要な機械装置及びシステム・ソフトウェア等の設計・開発・検証費、事業の実施に必要な機械装置及びソフトウェア等の製作・購入または貸借及び工事費、システム動作に必要な機械装置及びソフトウェア等の改修・保守・改造に要する経費、事業実施に必要な諸経費（旅費、通信運搬費、会議費等）等 | 補助対象経費の１／２以内（中小企業の場合は２／３以内） |  |
| 人件費 | システム開発・保守運営に必要な調査・設計・企画・調整等に直接従事する者の人件費 | 補助対象経費の１／２以内（中小企業の場合は２／３以内） |
| ＨＥＭＳ構築・導入 | 事業費 | 事業実施に必要な一般家庭におけるＨＥＭＳ構築に要する機械装置及び補助装置・ソフトウェア等の製作・購入及び機能追加に伴う回収・改造費、または貸借及び据付・工事等に要する経費 | 補助対象経費の定額（１０／１０） | ７万円×ＨＥＭＳ導入世帯数以内 |
| プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応 | 事業費 | アンケート調査費、インタビュー調査費、情報収集費、プライバシー調査・カスタマー対応及び標準化対応に係る外注費・委託費、補助人件費、関係者による情報共有等に係る経費（会場借料、専門家等謝金・旅費、印刷製本費等を含む）、協力費・啓蒙活動費、実地サポート費、国内調査旅費、通信運搬費、プライバシー調査・カスタマー対応及び標準化対応に必要なシステムの設計費・機械装置・ソフトウェア等の製作・購入また賃借及び工事・保守・運営費　等 | 補助対象経費の定額（１０／１０） |  |
| 人件費 | プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応に必要な業務に直接従事する者の人件費 | 補助対象経費の定額（１０／１０） |

補助率は企業規模および実施内容に応じて変動する。企業規模については、中小企業基本法第２条に準じ、下表の通り、資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

※ただし、以下のいずれかに該当する「みなし大企業」は除く。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の１／２以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２／３以上を複数の大企業が所有している中小企業者。

・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の１／２以上を占めている中小企業者。

また、大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって事業を営む者とする。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合に該当する者は大企業として扱わない。

実施内容については、システム開発・保守運営、ＨＥＭＳ構築・導入、プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応と項目毎に区別し、システム開発・保守運営については大企業が実施する場合は補助率１／２、中小企業が実施する場合は補助率２／３、ＨＥＭＳ構築・導入、プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応に関する費用については企業規模を問わず補助率１０／１０とする。なお、最終的な実施内容、交付決定額は経済産業省と調整した上で決定する。

表　中小企業者の定義（中小企業基本法第２条に準拠）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　種 | 資本金 | 従業員数 |
| 製造業、その他 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 卸売業 | １億円以下 | １００人以下 |
| 小売業 | ５千万円以下 | ５０人以下 |
| サービス業 | ５千万円以下 | １００人以下 |

別表３

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（様式第１　幹事補助事業者用）

年 　月 　日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

申請者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成　　年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付申請書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第４条第１項の規定に基づき、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程別表１の不支給要件に該当しないことを確認の上、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

（開始予定日）平成　　年　月　　日

（完了予定日）平成　　年　月　　日

３．補助事業に要する経費

コンソーシアム全体　　　　　　　　　　　円

幹事補助事業者自社分　　　　　　　　　　　　　円

４．補助対象経費

コンソーシアム全体　　　　　　　　　　円

幹事補助事業者自社分　　　　　　　　　　　　円

５．補助金交付申請額

　　コンソーシアム全体　　　　　　　　　　円

　　幹事補助事業者自社分　　　　　　　　　　　　円

６．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

　　コンソーシアム全体

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 内容・事業者名（注１） | 補助事業に要する経費（注２） | 補助対象経費（注３） | 補助率（注４） | 補助金の額（注５） |
| システム開発・保守運営 | 事業費 |  | ○○千円○○千円 | ○○千円○○千円 |  | ○○千円 |
| 人件費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| ＨＥＭＳ構築・導入 | 事業費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応 | 事業費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| 人件費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |

（注１） 本文別表２の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の項目をもとに、各区分の費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示して下さい。

（注２）　「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

（注３）　「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

（注４）　補助率には、本文別表２の「補助対象経費の区分および補助率について」を参考に、「１／２」、「２／３」、「１０／１０」のいずれかを記載して下さい。

（注５）　「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

　　幹事補助事業者自社分

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 内容・事業者名（注１） | 補助事業に要する経費（注２） | 補助対象経費（注３） | 補助率（注４） | 補助金の額（注５） |
| システム開発・保守運営 | 事業費 |  | ○○千円○○千円 | ○○千円○○千円 |  | ○○千円 |
| 人件費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| ＨＥＭＳ構築・導入 | 事業費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応 | 事業費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| 人件費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |

（注１） 本文別表２の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の項目をもとに、各区分の費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示して下さい。

（注２）　「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

（注３）　「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

（注４）　補助率には、本文別表２の「補助対象経費の区分および補助率について」を参考に、「１／２」、「２／３」、「１０／１０」のいずれかを記載して下さい。

（注５）　「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

（様式第１　幹事補助事業者以外）

年 　月 　日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成　　年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付申請書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第４条第１項の規定に基づき、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程別表１の不支給要件に該当しないことを確認の上、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

１．補助事業の目的及び内容

２．補助事業の開始及び完了予定日

（開始予定日）平成　　年　月　　日

（完了予定日）平成　　年　月　　日

３．補助事業に要する経費 　　　　　　　　　　　円（自社分を記載）

４．補助対象経費 　　　　　　　　　　　　　　　円（自社分を記載）

５．補助金交付申請額 　　　　　　　　　　　　　円（自社分を記載）

６．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（自社分を記載）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 内容・事業者名（注１） | 補助事業に要する経費（注２） | 補助対象経費（注３） | 補助率（注４） | 補助金の額（注５） |
| システム開発・保守運営 | 事業費 |  | ○○千円○○千円 | ○○千円○○千円 |  | ○○千円 |
| 人件費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| ＨＥＭＳ構築・導入 | 事業費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応 | 事業費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |
| 人件費 |  | ○○千円 | ○○千円 |  | ○○千円 |

（注１） 本文別表２の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の項目をもとに、各区分の費用を出来るだけ分かりやすく分解して示してください。また各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示して下さい。

（注２）　「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

（注３）　「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

（注４）　補助率には、本文別表２の「補助対象経費の区分および補助率について」を参考に、「１／２」、「２／３」、「１０／１０」のいずれかを記載して下さい。

（注５）　「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（１円未満は切捨て）をいいます。

（様式第２）

　＊幹事補助事業者は、コンソーシアムとしての全体と自社分を分けて記載

　　ただし、５．の補助事業者の概要は自社分のみ記載

　＊幹事補助事業者以外は、自社分を記載

申請者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

補助事業計画書

１．補助事業の実施計画

(１) 補助事業の目的

（イ）目的

（ロ）実施場所（住所及び事業所名）

(２) 補助事業の概要

２．補助事業の具体的な内容

（１）事業の実施方法

＊事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載すること。

＊本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載すること。

（２）実施スケジュール

＊（１）の実施が月別に分かること

＜平成　　年度＞

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目 | 平成　　年度 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）上記（例）の表に実施項目を記載し、矢印等で全体の実施スケジュールを示してください。

（３）事業実績、業務遂行能力

＊類似事業の実績として、事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）を記載すること

　　　＊国等からの補助金の受け入れ、委託契約の受託等の実績

　　　＊経理責任者、事務管理責任者等の氏名、所属等を記載

３．実施体制

（１） 実施体制図

　　　（幹事補助事業者は、コンソーシアム全体と自社分を分けて記載）

連　絡　会

事業者Ｄ

・役　　割：○○

・実施項目：○○

・補助対象経費：○○千円

・補助費：○○千円

事業者Ｂ

・役　　割：○○

・実施項目：○○

・補助対象経費：○○千円

・補助費：○○千円

事業者Ｃ

・役　　割：○○

・実施項目：○○

・補助対象経費：○○千円

・補助費：○○千円

事業者Ａ

・役　　割：○○

・実施項目：○○

・補助対象経費：○○千円

・補助費：○○千円

　＊幹事補助事業者以外

　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

事業者Ａ

・役　　割：○○

・実施項目：○○

・補助対象経費：○○千円

・補助費：○○千円

　　　　・件　　名：○○　　　　　　　　　・件　　名：○○

　　　　・相手先名：○○　　　　　　　　　・相手先名：○○

　　　　・金　　額：○○千円　　　　　　　・金　　額：○○千円

　　　　・契約方式：外注、再委託　　　　　・契約方式：外注、再委託

（２）実施体制

＊実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容を記載

４．補助対象経費の算出根拠

＊人件費、事業費に区分して記載

＊人件費は、単価の算出根拠を記載

＊事業費は、予定されている契約等の単位で記載（見積書、定価表、カタログ等を添付）

＊旅費（交通費、宿泊費、日当）、賃借料等その他直接経費は詳細に記載

５．補助事業者の概要

※各項目について直近決算年度末の数値を補助事業者の単体ベースで記入

|  |  |
| --- | --- |
| 社　　名 |  |
| 代 表 者役職・氏名 |  |
| 連絡先 | Tel: 　　　　　　　　　　　　　　　　　Fax:E-mail: |
| 本社所在地 |  |
| 設立年月日 | 西暦　年　月　　日 | 決算月 |  | 中小企業（中小企業の場合は○） | ○or × |
| 資本金 | 千円 | 従業員数 |  |
| 事業内容 |  |
| 主な出資者（出資比率） | ○○○（株）（６０％）（株）▽□○（３０％）（株）□○○（１０％） |  |

（作成責任者役職・氏名： ○○事業部長 ○○ ○○ 印）

※印については私印で可。

以下に代表者を含めた役員全員を記載してください

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| シメイ | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 所属 | 役職名 |
| 和暦 | 年 | 月 | 日 |
| （例）ｹｲｻﾞｲ ﾀﾛｳ | 経済 太郎 | S | 35 | 01 | 01 | M | (株)経済産業 | 代表取締役社長 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注１）記載しきれない時は、適宜追加して記載してください。

（注２）氏名カナは、半角、姓と名の間も半角で１マス空けてください。

（注３）氏名漢字は、全角、姓と名の間も全角で１マス空けてください。

（注４）生年月日は、大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は２桁半角で記載してください。

（注５）性別は、半角とし、男性はM、女性はF としてください。

（注６）外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載してください。

６．添付書類

＊上記の他、必要な書類があれば添付すること

（様式第３）

　番　　　 号

年　 月 　日

法人にあっては名称

及び代表者の氏名　宛て

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一

平成　 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付決定通知書

平成　年　月　日付第　 号をもって申請のありました平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業については、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程（平成２６年４月　　○○日制定。以下「交付規程」という。）第５条第１項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

１．補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付第 号で申請のありました平成　　年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費　　　　　　　　　　　 円

補助対象経費　　　　　　　　　　　　　　　 円

補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　 円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

３．補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

４．補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

５．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付要綱（２０１４０４０１財情第３号。以下、「交付要綱」という。）及び大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程（以下、「交付規程」という。）の定めるところに従わなければなりません。

６．補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

（様式第４）

番 　　号

年　 月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成　年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第７条の規定に基づき、交付申請の取下げを届出ます。

記

以上

１．交付の申請の取下げ理由

２．取下げようとする交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

（１） 補助対象経費

（２） 補助金の額

（様式第５）

番 　　　　号

年 　月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業計画変更承認申請書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第９条第１項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容

２．変更を必要とする理由

３．変更が補助事業に及ぼす影響

４．変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

（新旧対比）

５．同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

（様式第６）

番　　　　 号

年　 月 　日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業事故報告書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第１２条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

１．事故の原因及び内容

２．事故に係る金額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．事故に対して採った措置

４．補助事業の遂行及び完了の予定

（様式第７）

番 　　号

年　 月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業状況報告書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第１３条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助事業の遂行状況

　＊補助事業計画書と対比して記載のこと。

２．補助対象経費の区分別収支概要

（様式第８）

番 　　　号

年　 月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金実績報告書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．実施した補助事業

（１）補助事業の内容

（２）重点的に実施した事項

（３）補助事業の効果

２．補助事業の収支決算

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定額及び決算額費　　目 | 交　付　決　定　額（円） |
| 交付決定額 | 流用増減額 | 流用後交付決定額 |
| 補助対象経費 | 補助金の額 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| システム開発・保守運営 | 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |
| ＨＥＭＳ構築・導入 | 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |
| プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応 | 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目 | 決　　算　　額 |
| 収入 | 支出 | 差引 |
| 補助金の収入額 | 補助対象経費の実績額 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額 | 補助金返納額 |
| システム開発・保守運営 | 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |
| ＨＥＭＳ構築・導入 | 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |
| プライバシー調査・カスタマー対応・標準化対応 | 事業費 |  |  |  |  |  |  |
| 人件費 |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |

注）

１．当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第２２条第３項の規定に基づき、様式第１３による取得財産等管理明細表を添付することとする。

２．消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

（様式第９）

番　　　　号

年　 月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業承継承認申請書

平成 年 月 日付第 号をもって交付決定のあった大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第１５条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり報告します。

記

１．交付を決定した補助事業者名

２．補助事業の名称

３．補助事業の内容

４．承継理由

６．交付決定通知書に掲げられた補助金の額

７．既に交付を受けている補助金の額

（様式第１０）

番　　　　 号

年　　月　　日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金精算（概算）払請求書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第１７条第２項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１．精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 　　　　　　　　円

２．請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）

３．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

４．振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（様式第１１）

番　　　号

年　 月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第１８条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．補助金額（交付規程第１６条第１項による額の確定額） 　　　　　　円

２．補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 　　　　　　　　　　円

４．補助金返還相当額（３．－２．）　　　　　　　　　　　　　　　　 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

（様式第１２）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）

１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２３条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１３）

取得財産等管理明細表（平成 年度）

取得財産等管理台帳

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 財産名 | 規格 | 数量 | 単価 | 金額 | 取得年月日 | 耐用年数 | 保管場所 | 補助率 | 備考 |
|  |  |  |  | 円 | 円 |  |  |  |  |  |

（注）

１．対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第２３条第１項に定める処分制限額以上の財産とする。

２．財産名の区分は、（ア）事務用備品、（イ）事業用備品、（ウ）書籍、資料、図面類、

（エ）無体財産権（産業財産権等）、（オ）その他の物件（不動産及びその従物）とする。

３．数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

４．取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（様式第１４）

番　　　 号

年　 月　 日

一般財団法人エネルギー総合工学研究所

理事長　　白　圡　　良　一 殿

補助事業者　　住　所

氏　名　　法人にあたっては名称

及び代表者の氏名　 印

平成 年度大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業財産処分承認申請書

大規模ホームエネルギーマネジメントシステム情報基盤整備事業費補助金交付規程第２３条第３項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日

（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

２．処分理由